

第5回 熊本市人権尊重のまちづくり条例検討委員会 議事要旨

- 【日 時】 令和8年(2026年)7月22日(水)午後 6 時30分～午後8時30分
- 【場 所】 熊本市総合保健福祉センター(ウェルパルクまもと)3階 すこやかホール
- 【出席委員】 梅澤委員、大森委員、勝本委員、勝谷委員、高橋委員、徳永委員、
成原委員(Web出席)、原村委員、松本委員、宮川委員、岡委員
- 【会議次第】 1 開会
2 当事者からの意見聴取(質疑応答)
(1)菊池恵楓園退所者の会「ひまわりの会」 中 修一 会長
(2)医療法人堀尾会(熊本託麻台リハビリテーション病院) 平田 好文 理事長
3 議事
(1)これまでの委員会における検討状況
(2)条例の構成案について
4 閉会
- 【配布資料】 資料1…当事者からの意見聴取
資料2…委員会における検討状況
資料3…条例の構成案について
※ 上記以外にも参考資料を配布

1 開会

事務局から出席委員数(11名)から、本日の委員会が成立する旨の報告が行われた。

2 当事者からの意見聴取

(1) 菊池恵楓園退所者の会「ひまわりの会」 中 修一 会長

国立療養所菊池恵楓園を退所後、地域で生活しながらハンセン病問題の啓発活動に取り組んでいる自らの経験等を踏まえ、以下内容を含む意見陳述が行われた。

- ・ 「らい予防法」は廃止され、国賠訴訟でも勝訴したものの、現在も当事者や家族の多くが氏名や顔を公表できず、差別や偏見への不安を抱えて生活している実態がある。
- ・ 私自身は、過去は病気を隠して生活していた時期もあるが、現在は、ハンセン病の経験や後遺症を隠さず地域社会で生活することが最も有効な啓発であると考え、現在は熊本市の団地で暮らしている。
- ・ ハンセン病の元患者等が社会復帰するための支援制度というのは十分でなかったため、長年国等にかかけあって、ようやく療養所退所者の支援制度ができた。そういった経緯があって、今日の私たちがある。

(委員からの発言)

委員長:「らい予防法」の違憲判決が出てから今、25 年ほど経っている中で社会復帰に向けた状況というのは改善されてきているか。

中会長:全国的には施設から退所した方がすぐに施設に帰るなど、再入所の方が多くなったことが気になっている。私は、県の支援センターなどの力を得ながら、介護施設、将来的には仕事の面も含め、誰かが道をつけていかないと、いい方向に向かわないと思っている。

その点では熊本県は、全国で一番安心感がある。一つは熊本地裁の裁判をマスコミが毎日のように報道してくれたこと。もう一つは、平成 15 年のホテル宿泊拒否のとき、当時の潮谷知事が、差別事件があったことを公表し、また多くのマスコミが取りあげたこと。このようなことで県民の皆さんは、ハンセン病問題に関心をもっている。

私は今団地に住んでいるが、差別的な言葉をいただくなど、住みにくい状況になったことは一切ない。これまでに団地の会長などもしているが、積極的に、前向きに生きていけば、皆さんは迎え入れてくれると思っている。ただし、私の仲間に話すと、「中さんみたいにはいかない」とすぐ反論される、そういう状況である。

委員:特に気になったのは、元患者の方や家族の方が、公の場に行きにくい状況が続いているということ。ハンセン病に対する差別や偏見がいまだに残っているという現実が残念ながらあるが、偏見が解消されていくのであれば、ハンセン病の方々が名前や顔を出すことも問題無くなると思うが、どう考えるか。

中会長: 私は、自分が変わらないと他人は変わらないのだと思っている。自分が変わる、人が変わる、そして最終的には社会を変えることに持っていきたいと思っているが、なかなか仲間たちは、心をそこまで持っていけない。

家族訴訟の原告団長の林先生は、恥でもないことを恥だと思ふことが恥であるとおっしゃっていたが、当事者たちはなかなかそうなれない。本当は私だけがこうしてハンセン病問題を語るのではなくて、他の人たちも手伝ってほしい。「ひまわりの会」という会を作って、みんなのピアサポーターとしてやっているが、自分たちは死ぬまで隠し通すとも言っている。

答えになっていないかもしれないが、どの場合の当事者も、被差別部落の問題にしても、感染症にしても、水俣病にしても、コロナで被害に遭われた方々への誹謗中傷といったものも、結局は人、人次第で、理解がある人、ない人に最終的にはなるのではないかと思う。

(2) 医療法人堀尾会(熊本託麻台リハビリテーション病院) 平田 好文 理事長

熊本市で最初の新型コロナウイルス感染事例が病院職員から発生した際の影響や対応について、自らの経験等を踏まえ、以下内容を含む意見陳述が行われた。

- 感染発生後、病院は速やかに情報を公表し感染対策を徹底した結果、院内感染の拡大を

防ぐことができたが、職員やその家族は学校や地域で差別や排除を受け、電話による誹謗中傷や根拠のない噂が広がるなど、深刻な風評被害が発生した。

- 職員の復帰に際しては心のケアに努め、またその時に、コロナのみならず、ハンセン病、水俣病、障がい者、人種など、皆がそれぞれを認め、優しい社会にする「共生社会」という言葉を学び、病院の理念とした。
- 差別や偏見の背景には、病気に対する無理解や情報不足がある。正しい情報発信と継続的な支援が不可欠と考えており、コロナの際には感染防止教室を開催したが、現在は、脳機能障害の患者の社会復帰、復職に向け、支援コーディネーターによるサポートを頑張りたいと考えている。

（委員からの発言）

委員：コロナによる風評被害の解消について、正しい情報の理解が進んだといった話はあったが、例えば病院側が自ら発信していくとか、例えば SNS のアカウントで実情を自らこう発信していくといったようなことはなかったか。

平田理事長：ホームページにはずっと載せおり、新聞もテレビの取材も多く、そこで全部話していたので、見ていた人は少しわかったと思う。

委員：差別や偏見をなくすためには、例えば、正しい情報発信とか啓発、罰則を設けるとか、いろんな選択肢があると思うが、こんなことを行えばコロナの時のようなことがなくなるといった考えはあるか。

平田理事長：やはり正しい情報発信。あの頃は誰も病気の正しい理解をしていなかった。今の「フレイル」もそうだが、発信をしないと、地域の知らない人には届かない。今、地域の町内会で健康教室として感染の話や災害の話をしているが、難しい話はいらない。正しい情報発信をしていくことは、将来に向けては大事なと思う。

例えば、高次脳機能障害では、本人や家族が、職場には言ってくれるなど言う。言うとかクビになるのではないかと心配する。認知症もそうで、家族や地域の理解が必要。そういうことも含め、国民に健康に関する正しい知識を教える必要があると思う。

委員：私は民生委員で、地域の現場には障がい者など、いろんな方がいる。一番心配しているのが、家族が障がいを持たれている方たちを表に出さないこと。民生委員は要支援者として高齢者や乳児の名簿は持っているが、障がい者の名簿は持っていない。一軒一軒回っていても、「いや、うちは大丈夫です」と、みんな大丈夫って言われるが、本人を知っていると、これは大丈夫じゃないだろうと思うこともある。その辺を打開することはできないか。

平田理事長：決め手はないが、認知症の方の奥さんなどいつも一緒にいる人がターゲットとな

り、被害者のようになっている場合がある。一年ぐらいすると我慢できずに喧嘩したりするので、そこにうまく間に入り、例えば病院の関係者が間に入ってうまく両方を理解していくように持っていかないと閉じこもっていくので、はじめが大事である。

委員：今の先生の話からいくと、やはり家族が地域の中に出てきてくれないと要支援者は見えない。避難所で受付をしている時に、外的な身体障害は分かるが、内的障害とか精神障害は難しい。

平田理事長：確かに難しい。今、高齢者の２人に１人はフレイル、認知症も６人に１人。ご家族全員が認知症とかいう場合もあり、今後それがものすごく増えることを、今から非常に心配している。あと１０年すると今度は団塊ジュニアが高齢者になる。これからどう地域を守っていくかということを、みんなで考えていく必要がある。

３ 議事

(１) これまでの委員会における検討状況

(２) 条例の構成案について

議事に関して、事務局から資料に基づき説明を行った。

(委員からの発言)

委員長：相談及び支援について、以前からの相談のことにに関して、既にいろいろな相談機関とか相談の仕組みがある中で、そこを利用することを前提として、この条例では積極的に新しい仕組みを作るということまで言及しないのか、というような議論があったように思うが、今回の事務局の想定している支援の部分については、相談機能みたいなところまで含めて考えられているのか。そのあたりのお考えについて教えていただきたい。

事務局：現時点では、新たな相談窓口を設置することを前提としているものではない。既に様々な相談窓口があることから、まずは、既存の相談窓口の周知であるとか、相談対応における連携を進め、人権に関する相談について適切な支援や関係機関へのつながりが行えるように必要な機能の充実について検討していきたいと考えている。

委員長：今、つながりという表現があったが、当事者の話でも、社会復帰のためには、当事者と社会をつなぐ支援コーディネーターの存在が非常に重要だということを述べられていた。つながりについては、直接的に間をつなぐことができるような、実効性のある調整役のようなものが期待されると思うが、もしかしたら積極的に介入できるようなもの、そこまで見込んだものを設計しないと、意味がなくなるかもしれないと少し感じるころではある。

できればそういうことを見越したものとして反映させてもらえればと、個人的な意見ではあるが、今日はそのように感じた。今までの業務の枠組みを超えなきゃいけないのかどうか、実

務上できる、できないというところはあると思うが、相談体制というのがどういうものになるか気になる。

委員：少しそれに付随して、今日の話の中でも、やはり啓発っていうのはすごく大事なというのが、お二人の話から分かった。ただ、お二人とも、ある意味自己解決してしまっているところがあるとも感じた。強いというか、中さんも自分を変えていくみたいなのを言われていたが、そこに至らなかった人たちを助けるためにも、この相談及び支援ってすごく大事なものだと思う。

ここについては、今後、具体的な条文が出てきたときにもしっかりチェックしたいと思う。啓発を充実させることで、差別を生まないような社会を作る一方で、やはり何かあった時に相談とか支援がちゃんとありますよということは、セットで提示しなければいけない。啓発の部分と、そちらの支援の部分は丁寧に作っていただければと思う。

委員：さしあたり理念条例を目指すとか、相談や支援に力を入れるという方向性には、基本的には賛成である。その上で伺いたいのは、特に事業者については、会社、企業などを想定されると思っているが、業種によっては、人権との関係で果たすことが期待される役割というのは、変わってくるかなと思う。

例えば病院だったり、あるいはインターネット関係の事業者だったり、それぞれ事業者ごとに、おそらく役割というのは異なってくると思うが、私の専門との関係で言うと、特にインターネット関係事業者について、こういうことに取り組んでくださいといった責務を定めるつもりはあるのかということについてお尋ねしたい。

もう1件関連して、新たに審議会を設けるということについて、この審議会は基本的に計画の策定とか見直しが想定されていると思うが、他の自治体の条例で定められ、設置された審議会には、例えばヘイトスピーチ関連などで、インターネット関係の事業者に削除などの対応を求めたり、あるいはそういうヘイトスピーチを行った者の氏名などを公表するかどうかを判断する、そういう役割を果たしている例もあるかと思うが、今回の条例案でも審議会にそういう役割を担わせるかどうか検討をいただいたという理解でよいのか。

事務局：インターネット事業者に関して、インターネット上の人権侵害が近年重要な課題となっているものと認識している。一方で、本条例は包括的な人権条例であることから、個別課題の位置づけや対応については、基本計画において整理することを含めて、引き続き検討していきたいと考えている。審議会については、もう一度質問内容をお願いしたい。

委員：審議会について、計画の策定とか、見直しを行うために設置するということだが、他方で、他の自治体の中には、人権条例やヘイトスピーチ対処条例で設置された審議会が、例えばヘイトスピーチに関する事実を公表するかどうかとか、あるいはそのインターネット関係事業者に、削除などの拡散防止措置を求めるかどうかといった点についても審議を行う例がみられるが、今回の条例では、審議会の審議事項に、拡散防止措置や事案の公表のよう

な事項は含めないという理解でよいか。

事務局：現時点では、具体的な制度設計については未定ではあるが、人権課題や施策の状況についてご意見をいただくことと想定している。

委員：了解した。

事務局：付け加えさせていただくと、審議会については、基本計画の見直しや、条例の点検と見直しについても、ご意見をいただけるようなものにしたいと考えている。

委員長：これまでの議論としては、例えば、差別の是正について指導するのは違うか、とか、理念形といいながら実効性を持たせるためにどうしたらいいのか、ということは随分話題になってきた。そのような我々の問題意識というものの反映について、できる、できないというのはあるだろうが、そこを検討していただければと思う。あと、市の責務について、人権侵害を是正する責務を市が負うのかということも少し気になるところである。

差別とか偏見を無くす責任を持つことについて、義務みたいなことは無茶な話だというのはわかるが、市が理念として、そういうものをなくすために努めるというって責務を宣言することについて、盛り込めるなら盛り込んでほしいという思いがある。解消に努めるくらいなら言えるということであれば言ってほしいので、ぜひその整備もできればしてほしい。

委員：今の点に付け加えさせていただくと、さきほど、当事者のお二人のお話をお聞きして、例えばコロナのように、正体がわからないものが出てきた時に、やはり恐れがあって、誹謗中傷があったり、不当な差別があったりするということだと思う。ぜひ市の責務として、そういった社会的な事象について正確な情報発信をするということも入れていただけるとありがたい。

委員長：今後のスケジュールとしては、この場で話された内容が、今度、市の内部での検討が行われ、条例みたいな文言になって出てくる感じなのか。ある程度ここで言う必要があるのか、それとも市から出てきたのに対して、またそこで揉めばいいというスタンスなのか。

事務局：検討委員会としての最終的な意見の出し方というのも、もう少し詰めなければならないと思っている。検討委員会の方で構成の部分を含めながら条例案を出す、というやり方もあるかもしれないが、検討委員会の方でこういった条例がいいのではないか、という報告書のようなものを出してもらい、それを市の方で受けて作る方法もあると思う。

その過程で、市はこういうところに務めてくださいとかいう文言を委員会で出してもらって、それを市で具体的に検討するとか、いろんなやり方がある。一方で市で作り過ぎると、どこが作ったものなのかという話になってしまうので、できる限り検討委員会で意見をまとめて市に出してもらって、最終的に条例を上程する際は、議会への説明は市の責任になるので、そ

の辺は段階を踏んで進めた方がいいのではないかと考えている。

そうはいつでも、そろそろまとめていかなければならないので、事務局としては、まずは今回、全体構成としてこのような形でいいのではないか、ということを示させていただいた。

委員：個人的には、条文みたいな文章で書いたものがなくてもいいが、それぞれの大枠の中で、どういった項目を入れましょうというような、何かそういう、たたき台的なものがあって、これはふさわしくないのでは、とか、もっとこういうことを入れた方がいいのではないか、とかいうような形で議論した方が、意見を出しやすくて話をしやすいと思う。

そういったものを作っていただいて、それを委員会で、いろんな意見を出し合うような形で進めた方が、今までの議論も比較的抽象的なものだったので、少し先に進むためには、そういったものがないかなという感じがする。

委員長：前回まで他都市の条文などを参考にしながら検討を進めてきたところで、この構成案の枠組みの中で、こういったものを準備してくださいと言うか言わないかのタイミングではあると思うが、それも含めて、皆さんの方もご意見があればお願いしたい。

委員：私自身としては、全体構成に問題はないとは思っているが、先ほど言われたように、少し心配になるのが、相談体制、助言支援である。民生委員、児童委員というのは地域の相談受け役だが、相談窓口がありすぎて大変である。この問題はどこに行けばいいのかというのが結構ある。これは多分、行政の縦割り構造でこうなってくるのかなと思ったりもするし、個々の問題によって出てくるのかなとも思うが、やはり何かどこかで交通整理をしておかないと、人権問題って幅広い問題になってくるので、どうなんだろうと思う。

相談窓口にしても、相談の支援体制にしても、やはりそのところは少し慎重に議論して、誰でも相談しやすい形、特に最近、外国の方も増えてきていているので、多くの市民にわかりやすいような相談窓口、というような形が取れたらいいと思う。

委員長：コーディネーター的な感じか、総合窓口みたいな。

委員：かなり複雑な相談が増えると思う。特に人権問題に関して言えば、まず窓口があって、そこを開けたら、いっぱい選択肢があって、そこに行ったらいいですよって言われるとわかる。そういう人たちを育てていかなきゃいけないというのがあるのかなとは思う。

委員長：ちょっと大変な作業になるかもしれないが、啓発とか教育といったところでそういう機能が持てたりとか、そういうイメージか。ただ、支援体制、相談体制とか、助言支援というところで、今ご意見いただいているようなことをイメージしているということかと思う。

委員：今日の当事者のお話とか、引きこもりとか、犯罪被害者支援とか、男女共同参画とか、

いろいろな課題が出てきており、いろんなことをやられているが、私も職場の方で、職場全体が支援事業をやっているのも、そういうコーディネートをしている。

皆さんも現場で、専門的にされていると思うが、この会議に出席させていただいて、自分もとても勉強になったと思っていて、何か応援できることをやっていきたいと思う。職場でとか、自分のボランティア活動とか、男女共同参画とか、素晴らしい専門の方もおられるので、今後広げていきたい。今日はお話を聞いて、すごく感銘を受けた。

委員長： いろいろ自治体として取り組んでいることがあって、でもそれがなかなか有機的に連動していないという事情もある。資料にはインターネット上の書き込みに関する対策のチャート表があるが、こういうものの周知も含めて、そういう啓発のところでの実効性というものが見いだせるような方向で、なかなか制裁というふうなところにはいかないまでも、何かその中の指導というふうになるのか、何か言えるような、ヘイトであるならば削除であるとか、やめましようと言えるような何か、そこまでいけるといいなと思っている。

4 閉会

事務局より今後のスケジュールについて、本年度中の取りまとめに向け、引き続き検討委員会を開催する予定であること、また、具体的な開催日程については、あらためて連絡することを説明し、閉会した。